

令和 8 年度第 1 回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	(1) 会長及び職務代理者の選出等について (2) 審議事項 ① 一般廃棄物処理基本計画における令和 7 年度施策の実施状況について (3) 報告事項 ① 湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備の進捗状況について ② 戸別収集導入検討事業の進捗状況について ③ 製品プラスチックのリサイクルについて (4) その他
日時	令和8年8月5日(水) 14:00～16:00
場所	市役所本庁舎4階 会議室1
出席者	(出席委員) WEB 会議により出席：安齋委員、松山委員、小野委員、奥平委員、湯浅委員 会議室に参集：舟木委員、駕淵委員、金子委員、八幡委員、多田委員、坂本委員、 真野委員 (事務局) 三浦環境部長、小俣資源循環課長、永島資源循環課主幹、垣内資源循環課課長補佐、 資源循環課担当者 2 名（幡矢、橋本）、添田環境保全課長、石川環境保全課課長補 佐、加藤環境事業センター所長、広田環境事業センター施設整備担当課長、中嶋環境 事業センター所長補佐、森環境事業センター所長補佐
会議資料	・次第 ・「資料 1」一般廃棄物処理基本計画令和 7 年度年次報告書（案） ・「資料 2」湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備の進捗状況について ・「資料 3」戸別収集導入検討事業の進捗状況について ・「資料 4」製品プラスチックのリサイクルについて ・「参考資料 1」委員意見シート ・「参考資料 2」藤沢市施設整備基本計画 ・「参考資料 3」藤沢市施設整備基本計画（概要版） ・委員名簿 ・職員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	-
傍聴者数	0名

○小俣資源循環課長

定刻となりましたので、令和8年度第1回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、WEB 及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB 会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。

お手元のマイクは、常時オフにさせていただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。配布資料といたしまして、次第、資料1「一般廃棄物処理基本計画令和7年度年次報告書（案）」、資料2「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備の進捗状況について」、資料3「戸別収集導入検討事業の進捗状況について」、資料4「製品プラスチックのリサイクルについて」、参考資料1「委員意見シート」、参考資料2「藤沢市施設整備基本計画」、参考資料3「藤沢市施設整備基本計画（概要版）」、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員名簿、職員名簿となっております。過不足等ございませんでしょうか。

本日欠席者はおりません。なお、安齋委員、松山委員、小野委員、奥平委員、湯浅委員はオンラインでの出席となっておりますので、皆様よろしくお願いいたします。本日の会議は、委員12名のうち12名のご出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日傍聴される方はいらっしゃいません。

それでは、審議会委員改選後初めての会議となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元の名簿の順に、お名前だけで構いませんので、松山委員よりよろしくお願いいたします。

○松山委員

松山です。よろしくお願いいたします。

○舟木委員

舟木です。よろしくお願いいたします。

○鴛渕委員

鴛渕です。よろしくお願いいたします。

○金子委員

金子です。よろしくお願いいたします。

○八幡委員

八幡です。よろしくお願いいたします。

○多田委員

多田です。よろしくお願いいたします。

○小野委員

小野です。よろしくお願いいたします。

○奥平委員

奥平です。よろしくお願いいたします。

○坂本委員

坂本です。よろしくお願いいたします。

○安齋委員

安齋です。よろしくお願いいたします。

○湯浅委員

湯浅です。よろしくお願いいたします。

○真野委員

真野です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

ありがとうございました。続きまして、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

○三浦環境部長

環境部長の三浦です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

資源循環課長の小俣です。よろしくお願いいたします。

○永島資源循環課主幹

資源循環課の永島です。よろしくお願いいたします。

○垣内資源循環課課長補佐

資源循環課の垣内です。よろしくお願いいたします。

○幡矢主査

資源循環課の幡矢です。よろしくお願いいたします。

○添田環境保全課長

環境保全課長の添田です。よろしくお願いいたします。

○石川環境保全課課長補佐

環境保全課の石川です。よろしくお願いいたします。

○加藤環境事業センター所長

環境事業センター所長の加藤です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長の広田です。よろしくお願いいたします。

○中嶋環境事業センター所長補佐

環境事業センターの中嶋です。よろしくお願いいたします。

○森環境事業センター所長補佐

環境事業センターの森です。よろしくお願いいたします。

○橋本主事

資源循環課の橋本です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

職員の紹介が終わりました。それでは、これより会議に移らせていただきます。はじめに、審議事項(1)「会長及び職務代理者の選任等について」です。茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第4条及び5条の規定により、会長は委員の互選により定め、会長が議長となることとなっています。会長が選出されるまでの間は、環境部長が議事を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○三浦環境部長

それでは、会長選出までの間、議事を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。早速で

すが、会長の選出につきまして、お考えのある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

事務局から意見はございますか。

○垣内課長補佐

会長の選任につきまして、事務局より提案がございます。これまでの審議の経過や昨年度からの継続の案件を踏まえまして、前回の任期で会長を務めていただきました安齋委員に、引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○三浦環境部長

ありがとうございます。

ただいま事務局よりご提案がございました。安齋委員のお考えをお聞かせください。

○安齋委員

私であれば、引き続き務めさせていただきます。

○三浦環境部長

ありがとうございます。ただ今安齋委員のご意見をお聞かせいただきました。会長につきましては、安齋委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、安齋委員に会長をお願いすることといたします。会長が選出されましたので、議長を交代させていただきます。また、併せて安齋会長よりご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

皆様こんにちは。この審議会の会長を務めさせていただいてから随分になりますが、ごみの有料化や剪定枝の収集が開始され、現在は戸別収集が進んでおります。今までこれらの審議に携わってまいりましたが、本日の議題にもあるように今後も引き続き重要な案件がございますので、審議にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、議題(1)について進めさせていただきます。茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第4条第3項の規定では、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するとなっておりますので、職務代理者について選出させていただきます。職務代理者は、湯浅委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○湯浅委員

私であればお引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。続いて、議事録についてですが、作成する議事録の形式は、審議会により決定することとなっております。議事録の形式として、発言者の名前を記載するかしないか、発言の内容を全て記載するか要約して記載するか、また、作成後の議事録の内容の確認方法について、決めたいと思います。これまでの議事録の形式は、発言者の名前と発言内容を全て記載することとしておりました。また、内容の確認につきましては、名簿の上から順番に委員1名と会長の2名で行うこととしておりましたが、今回も同様としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、今回の議事録署名人は名簿順で、松山委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○松山委員

承知いたしました。

○安齋会長

ありがとうございます。議題(1)につきましては以上でございます。

続きまして、議題(2)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画における令和 7 年度施策実施状況について」について、事務局より説明をお願いします。

○垣内課長補佐

それでは、議題(2)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和 7 年度取組状況の評価について」の説明に移らせていただきます。

資料 1 の「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画年次報告書（案）」をご覧ください。令和 7 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」では、計画に掲げる各施策を効果的に展開するため、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととしています。

毎年度の進行管理として、計画に掲げる施策の前年度の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、審議会からの意見を翌年度の実施計画に反映させることで施策の進め方の改善を図るとともに、新たな課題を確認することとしています。

この度、令和 7 年度の実施状況をとりまとめましたので、各施策の取組内容と今後の方向性について、報告書（案）としてご説明させていただくものでございます。議題の最後にご案内させていただきますが、本報告書（案）に対して、委員の皆さまから、ご意見、ご質問を賜り、本報告書を取りまとめたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入る前に資料について概要を簡単にご説明させていただきます。茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画の 3 つの基本計画から構成されています。

各基本計画は、令和 11 年度を中間目標、令和 16 年度を最終目標年度として数値目標を設定しており、その数値目標に基づく単年度の達成状況を各基本計画に基づく実施状況の説明の冒頭に記載しています。次に、各基本計画に基づく施策の令和 7 年度における取組内容及び参考データの表に進捗確認項目として数値データなどを記載しております。そして、最後に、取組内容、取組における課題、今後の方向性についての説明を記載しております。

それでは、2 ページからの、ごみ処理基本計画の説明に入らせていただきます。ごみ処理基本計画の基本目標につきましては、「ごみの年間排出量」が目標 62,117 トンに対して実績 61,166 トン、「リサイクル率」が目標 29.3%に対して実績 29.3%、「最終処分率」目標 5.8%に対して 5.3%、「市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」568g に対して 517g といずれの目標も達成しております。

3 ページの「基本方針 I ごみ排出量削減による環境負荷の低減化」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策 1 家庭系ごみの減量化」のうち「プラスチックごみの削減」についての取り組みにつきましては、公共施設にウォーターサーバーを 16 台、継続的に設置して、マイボトルの利用促進の啓発を実施した結果、76,810 リットルのウォーターサーバーの利用がありました。また、令和 9 年 4 月から実施する製品プラスチック分別収集実施に向けた関係各所との実務協議を年間 12 回実施し、製品プラスチックのリサイクルにおける実施体制を確立しました。「生ごみの削減」の取り組みにつきましては、家庭用生ごみ処理機購入費補助金を 206 件交付しました。予算執行率は 89.3%となっています。

「グリーンリサイクルの推進」につきましては、年間 742 トンの剪定枝を堆肥やバイオマス発電の燃

料としてリサイクルしました。

「施策2事業系ごみの減量化」のうち、「拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進」の取り組みにつきましては、年間60t以上の事業系一般廃棄物を排出する24事業者に減量計画書の提出を依頼し、閉店した1者を除く23事業者から計画書を提出していただき、事業系一般廃棄物の減量化を促進しました。「ごみ搬入時における指導」につきましては、内容物調査を2回実施し、4者に対して適正排出指導・啓発を行いました。「ごみ手数料の見直し」につきましては、事業系ごみ量の変動について把握が必要となるため、令和7年度の実績として11,028tであったことを確認しました。参考データといたしまして、令和7年度の家系ごみ排出量は50,138トン、事業系ごみ排出量が11,028トンとなっております。

「施策1家庭系ごみの減量化」および「施策2事業系ごみの減量化」の今後の主な方向性としましては、プラスチックごみの削減について、令和9年度から実施する製品プラスチックの分別収集に向けてプラスチック資源循環促進法の趣旨や分別方法について市民への周知を進めてまいります。また、ごみ処理手数料の見直しにつきましては、ごみ処理に係る経費や事業系ごみ量の変動について把握し、処理手数料について検討してまいります。

6ページの「基本方針Ⅱ地域環境の維持向上に向けた担い手づくり」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策3きめ細やかな情報発信」のうち、「情報発信の充実」につきましては、啓発紙「ごみ通信ちがさき」を118,000部発行するとともにSNSの投稿227回、「ごみと資源物の分け方・出し方」の冊子12万部の発行、ごみの排出方法をWeb上で検索することができる検索ツールである「ごみサク」に2,025品目を掲載するなどの情報発信を行いました。「環境教育の推進」につきましては、自治会、小中学校等で環境学習会を実施し、自治会等では、17回、510名、小中学校では14回、1,582名に参加していただきました。「ごみ処理施設の活用」につきましては、環境事業センターや寒川広域リサイクルセンターの施設見学を行い、環境事業センターは延べ2,363人、寒川広域リサイクルセンターは1,031人が参加しました。

「施策4環境美化の推進」のうち、「不法投棄防止対策の徹底」につきましては、パトロールをはじめ、啓発、監視カメラの設置等、地域の住民と連携して不法投棄防止に取り組みました。「環境指導員の活動支援」につきましては、364名の環境指導員を委嘱し、定期的に地区会議を実施しました。「ポイ捨ての防止」につきましては、年間63枚の看板を配布し、意識向上を図りました。「地域清掃の支援」につきましては、ボランティアごみ袋の配布や備品の貸し出しを行い、7,076人の方が地域清掃に参加しました。また、美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を開催し、1,096人の参加がありました。

「施策3きめ細やかな情報発信」及び「施策4環境美化の推進」における、主な今後の方向性につきましては、環境教育ではより多くの市民に学習機会を提供できるようにオンラインでの申し込み手法の拡充等を行ってまいります。ポイ捨ての防止では、SNSを活用した情報発信を行うとともに現地調査をおこなったうえで状況に応じた看板の設置などにより啓発活動を進めてまいります。

9ページからの「基本方針Ⅲ持続可能なごみ処理システムの確保」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策5社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築」のうち、「安全で確実な収集運搬の実施」としてスプレーかんの分別を開始しました。「高齢者・障がい者に配慮した収集の充実」として666世帯を対象に安心まごころ収集を実施いたしました。「今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方式のあり方の検討」につきましては、戸別収集実験事業を8エリア、7,160世帯を対象に実施しました。

「施策 6 持続的な中間処理と最終処分の実施」のうち、「計画的なごみ処理施設の整備」につきましては、藤沢市及び寒川町との湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議を行いました。「中間処理施設の適正管理」につきましては、焼却施設のある地元団体との打ち合わせを実施いたしました。「中間処理施設におけるリサイクルの推進」につきましては、粗大ごみ処理施設の新施設試運転により、鉄、アルミの回収量が増加し、資源化量が 684 トンとなり、焼却残渣の再資源化の推進により 2,988 トンの焼却残渣を再資源化しました。

「施策 7 災害に強いごみ処理システムの構築」につきましては、「災害発生時の迅速な体制の整備」として災害協定締結先との訓練を実施し、県主催の研修に参加して、災害発生時における対応力や広域連携の体制の強化を図りました。「感染症まん延時における処理体制の整備」につきましては、業務継続計画に関する研修に参加しました。

「施策 5 社会経済情勢を踏まえた収集体制の構築」、「施策 6 持続的な中間処理と最終処分の実施」、「施策 7 災害に強いごみ処理システムの構築」についての主な今後の方向性につきましては、戸別収集実験事業での検証を通して確認することができた戸別収集による影響や効果を踏まえ、戸別収集のあり方を取りまとめてまいります。ごみ処理施設の整備につきましては、ごみ処理施設の延命化又は更新に向けた整備方針の検討及び寒川広域リサイクルセンターの令和 13 年度以降のあり方を検討してまいります。

次に、「食品ロス削減推進計画」についてご説明します。食品ロス削減推進計画は、基本目標として「家庭系食品ロス量」、「事業系食品ロス量」、「食品ロス抑制率」の数値目標を設定しており、家庭系食品ロス量につきましては、令和 7 年度目標値の 5,027 t に対して 5,048 t であったため、未達成。事業系食品ロス量につきましては、目標値 1,020 t に対して 1,000 t であったため達成としております。なお、食品ロス抑制率につきましては、市民意識調査において食品ロスの発生を抑えた割合を目標として定めております。令和 7 年度は、食品ロスに関する市民意識調査を実施しなかったため、実績値を記載しておりません。

「基本方針Ⅰ「もったいない」の把握」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策 1 食品ロス削減に関する調査の実施」につきましては、「食品ロスの現状把握」として、家庭系食品ロス量、5,048 トン、事業系食品ロス量、1,000 トン、こちらは、令和 5 年度の組成分析調査結果に基づく令和 7 年度推計値となっております。「食品ロス取り組み度の把握」につきましては、消費者庁の調査結果を注視し、動向について確認しております。「先進的な取り組み把握」につきましては、環境省が実施する会議へ参加するとともに、他の自治体の取組事例の調査等を実施しました。「食品ロスの現状把握」では、定期的な組成分析調査や食品ロスに関する意識や行動の調査をする必要があるといった課題がありますが、今後の方向性につきましては、引き続き推計量を算出し、市民への更なる食品ロスの削減を啓発します。「食品ロス取り組み度の把握」では、引き続き国の動向調査を注視し、本市でのアンケート実施に向けて準備を進めます。先進的な取り組みの把握につきましては、情報収集を行いつつ、本市の事業展開に繋げていきます。

「基本方針Ⅱ「もったいない」の意識の醸成」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策 2 情報発信・普及啓発の充実」のうち、「家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実」として、啓発紙「ごみ通信ちがさき」を 118,000 部、発行しました。また、「事業系食品ロス削減のための情報発信の充実」として、258 店が加盟する飲食店組合に「おいしい食べきりキャンペーン」の周知、商工会議所を通じて、チラシを配布し、啓発を行いました。

「施策3 食品ロスを題材とした食育の推進」につきましては、「家庭・地域での食育活動の展開」として、市庁舎内で食品ロス削減に関するサイネージやポスター掲示を4回実施しました。「学校・保育所での食育活動の展開」につきましては、小中学校で食品ロスを題材とした給食だよりを9回発行し、公立保育園においては、食育年間指導計画書に食品ロス削減を盛り込み、平均残渣率が5.1%であることを確認しました。

今後の方向性につきましては、「施策2 情報発信・普及啓発の充実」につきましては、引き続き効果的な情報発信に務めるとともに事業系食品ロスの削減についての情報発信は、関係団体等の協力を得ながら進めたいと考えています。また、イベント等の機会を活用して普及啓発を進めてまいります。

「施策3 食品ロスを題材とした食育の推進」につきましては、「家庭・地域での食育活動の展開」では、啓発内容を工夫して市民の具体的な行動変容に繋がるような啓発に努めます。「学校・保育所での食育活動の展開」では、引き続き園児、児童、生徒の食品ロスに対する理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

続きまして、「基本方針Ⅲ「もったいない」対策の実践」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策4「もったいない」から「ありがとう」へ」につきましては、「フードドライブの促進」として市民83名、事業者・団体15者から合計754kgの食品を受領し、フードバンク団体へ引き渡しました。「フードドライブの実施支援」では、3団体にのぼり旗の貸し出しを行いました。「フードシェアリングの検討」につきましては、近隣自治体における導入状況等について情報収集を行いました。

「施策5 食品廃棄物の削減」における、「事業系食品廃棄物のリサイクルの支援」につきましては、収集運搬事業者3者、排出事業者7者の食品リサイクルの導入に対して市町村間協議を適切に行いました。「食品廃棄物のリサイクルの推進」につきましては公共施設からの食品廃棄物抑制のため、庁内への周知啓発に取り組みしました。

今後の方向性につきましては、「施策4「もったいない」から「ありがとう」へ」では、フードドライブの更なる普及・定着を図ってまいります。

「施策5 食品廃棄物の削減」では、引き続き、食品リサイクルの導入を検討している事業者に対する支援を行うとともに、行政においても食品廃棄物抑制やリサイクルに取り組むように庁内での啓発も続けてまいります。

最後に、生活排水処理基本計画についてご説明します。生活排水処理基本計画につきましては、基本目標として「生活排水処理率」の数値目標を設定しておりますが、年度目標98.1%に対して実績は97.8%であり、未達成となっております。

「基本方針Ⅰ生活排水処理率向上による環境負荷の低減化」に関する施策の実施状況についてご説明します。「施策1 公共下水道による処理の推進」における「公共下水道（污水）の整備の推進」では、面整備0.45ha、整備延長240.24mを整備し、公共下水道処理区域面積2240.42ha、污水整備率98.22%となりました。

「施策2 合併処理浄化槽による処理の推進」における「合併浄化槽の普及促進」では、合併処理浄化槽への転換促進のチラシ送付やSNSを活用した周知、小出支所での市民への周知・説明、ホームページの内容増補など実施しましたが、「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付実績」は、目標2基に対し、補助は0基でした。

今後の方向性につきましては、「施策1 公共下水道による処理の推進」では、汚水面整備率100%を目標に据えて、着実に整備を進めてまいります。

「施策2 合併浄化槽による処理の推進」では、市の補助金を活用しても、自己負担金が高額であることから合併処理浄化槽への転換をためらう市民が多くいるといった課題がありますが、引き続き SNS の活用のほか、小出支所に来庁した市民に個別に制度周知・説明を継続実施するとともに、市庁舎コミュニケーションウォールの活用など、様々な手段を活用して事業周知を行ってまいります。

「基本方針Ⅱ水環境保全に向けた意識の醸成」についてご説明します。「施策3 きめ細かな情報発信」では、「情報発信の充実」として、こどもタウンニュースへの記事掲載や下水道ふれあいまつり、環境フェアなどで、下水道事業を幅広く周知しました。また、合併処理浄化槽への転換促進のチラシ送付、小出支所や小出地区コミュニティセンターでのチラシ配架、広報紙や SNS を活用しての周知などを行うとともに、夏休み下水道教室「水のたびに出かけよう」を実施し、35 人が参加しました。

「施策4 水環境保全の推進」のうち、「下水道接続（切り替え）の周知啓発」では、浄化槽や汲み取り式トイレ使用者への下水道接続促進に係るチラシを 993 枚配布しました。「浄化槽の適正な維持管理の推進」では、浄化槽法において義務付けられている法定検査、保守点検実施について 702 件、通知を行い周知し、検査において不適正となった浄化槽管理者に 18 件、指導を行いました。

今後の方向性につきましては、「施策3 きめ細やかな情報発信」では、引き続き、様々な媒体による広報、イベントなどの機会を活用した下水道事業の周知を行ってまいります。

「施策4 水環境保全の推進」では、引き続き、下水道接続促進に係るチラシの配布や、法定検査・保守点検受検の促進を実施してまいります。

「基本方針Ⅲ持続的なし尿・浄化槽汚泥処理システムの確保」についてご説明します。「施策5 持続的な収集運搬体制の構築」において、「収集運搬業務の安定性と体制の整備」では、委託事業者と協議の場を設け、現場の課題などを共有し、計画的かつ安定的に収集運搬を実施するための体制を整備し、し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、8,214 キロリットルとなっております。

「施策6 持続的な中間処理体制の構築」における「し尿処理の広域化」では、2 市 1 町での連絡会議を 2 回実施し、令和 14 年度に稼働予定の 2 市 1 町広域し尿処理施設整備のため、「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画」を策定しました。「し尿処理施設の適正管理」では、寒川町との連絡会議を 2 回実施し、寒川町美化センターの安定的な稼働に向けて必要となる修繕を実施しました。

「施策5 持続的な収集運搬体制の構築」における今後の方向性につきましては、「収集運搬業務の安定性と体制の整備」において、引き続き、委託事業者と定期的に協議の場を設け、収集運搬業務の安定性と体制を整備してまいります。

「施策6 持続的な中間処理体制の構築」における「し尿処理の広域化」では、2 市 1 町で事業スケジュールに沿った事務作業の実施を継続いたします。

ここまでの、審議事項1「一般廃棄物処理基本計画における令和7年度施策の実施状況について」の説明でございます。

最後となりますが、「参考資料1」をご覧ください。本日の審議を踏まえ、各施策の実施状況に対するご意見・ご質問がございましたら、ご記入ください。ご意見・ご質問などがある項目のみの記載で結構です。ご記入いただけましたら、お忙しいなか恐縮ですが、9月4日までに事務局まで郵送またはメールにてお送りください。郵送がご希望の方は、返信用封筒をお渡ししますので、本審議会終了後に事務局までお申し出ください。

審議事項①の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。鴛渚委員お願いいたします。

○鴛渚委員

ご報告いただいた令和7年度年次報告書（案）の2ページ目にあるごみの年間排出量や、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績が減少しているのにも関わらず令和11年度や令和16年度の目標に反映されていないことには、どのような背景があるのでしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○垣内資源循環課課長補佐

現在の一般廃棄物処理基本計画は、令和7年3月に10年の計画で策定した計画となっております。状況により改定することを前提に、令和11年度の間目標や令和16年度の最終目標を策定時点で掲げています。

○鴛渚委員

わかりました。ありがとうございます。

○安齋会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等いかがでしょうか。

（意見等なし）

それでは、続きまして議題(3)報告事項①「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備の進捗状況について」ご説明をお願いいたします。

○石川環境保全課課長補佐

湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備の進捗状況について、環境保全課よりご説明いたします。

計画に記載している内容の大切な部分を抜粋しました。資料2をご覧ください。藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町で構成する湘南東ブロックでは、し尿、浄化槽汚泥等の広域化処理を目的として、令和5年3月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定し、令和14年度に新しいし尿処理施設の供用開始をすることとしました。今回、新施設の施設規模や処理方式等の検討を進める中で、「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画」を令和8年3月に策定しましたので報告するものです。

資料2の1ページの項番1をご覧ください。これまでの主な取り組みになります。令和3年4月よりし尿処理広域化について検討を開始し、令和5年3月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定しました。令和6年に市議会や2市1町において様々な手続きを行い、本年3月に「湘南東ブロックし尿処理広域施設整備基本計画」を策定しました。

次に、項番2 基本計画の概要をご覧ください。令和5年3月に策定しました広域化方針に基づき、今回策定した計画において、施設整備規模や処理方式等を設定し、また、民間活用の可能性を確認するため、DBO方式やPFI方式の導入可能性についても調査・検討しました。ここで、DBOとPFIという言葉が出てきましたので、簡単に説明させていただきます。DBOとは、設計（Design）、建設（Build）、運営・維持管理（Operate）を民間企業に一括して発注する手法で、資金は行政が調達します。PFI（Private Finance Initiative）とは、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う手法です。資金調達は民間企業が行います。最大の違いは、資金調達を誰が担うかにあります。

次に、項番3 基本計画の主な内容の（1）基本条件の確認・整理をご覧ください。新施設の設計及

び施工に反映させるため、建設用地の敷地条件や適用される関係法令等を整理しました。建設地である藤沢市北部環境事業所内には、既存のし尿処理施設及び焼却施設が稼働しているため、既存施設を稼働させながら工事を進める必要があり、車両動線等に配慮した工事工程計画等を検討しました。

続いて2ページ(2)計画処理量をご覧ください。2市1町で発生するし尿等の実績データ、将来人口予測に基づき、計画処理量を算定し、令和14年度の供用開始時のピーク値として1日あたり81kLと設定しました。内訳としましては、し尿処理量が8kL、浄化槽汚泥処理量が73kLになります。

続いて(3)施設整備規模をご覧ください。し尿処理施設整備・計画の指針となる設計要領に基づき、計画処理量のピーク値である81kL/日を施設整備規模としました。

続いて(4)処理方式をご覧ください。広域化方針で検討しました3つの処理方式について、改めて経済性、技術面、環境面から比較検討を行いました。その結果、希釈水量や放流量が少なく環境負荷が小さい点や、経済性として、総事業費が有利であり、技術面として、処理の安定性が高いなど総合評価が高い、「前脱水+汚泥助燃剤化+希釈放流方式」を採用することとしました。

続いて(5)施設配置計画をご覧ください。限られた敷地内で効率的に新施設を配置するため、最適な配置計画を検討しました。

3ページの藤沢市北部環境事業所配置図をご覧ください。敷地内の右下に斜線で示している部分に新施設を建設することになります。

続いて(6)災害時のし尿処理計画をご覧ください。2市1町の災害廃棄物処理計画に基づき、災害時におけるし尿最大発生量は、1日あたり734.3kLのし尿が発生すると算定しました。これは、新施設の通常処理能力の約9倍に相当します。この量を全量受け入れる施設を整備することは、通常時には過大となるため、災害時の搬入はし尿のみになることを考慮し、浄化槽汚泥処理能力を災害時のし尿処理に転用することで、災害時に発生するし尿全体の約11%の処理能力を確保する計画としました。なお、新施設の運転が困難な場合や能力を上回る場合は下水道施設への直接搬入や神奈川県や市町の協定に基づき他自治体への支援を要請することになります。

次に4ページをご覧ください。項番4 PFI可能性調査の(1)概算事業費等調査をご覧ください。施設の建設期間3年、運営期間15年を条件にプラントメーカー8社に対して参入意向、概算事業費などを意向調査し、6社から参入意向の回答がございました。うち5社から概算事業費の回答が得られ、これらの平均値により事業費を算定しました。なお、PFI方式を希望するプラントメーカーはありませんでした。

概算事業費の表をご覧ください。こちらは2市1町の合計した金額となります。上段から建設費と運営費に続き、その合計として総事業費を示しております。一番下の財政負担額は、総事業費から交付金を除き、運営期間15年間における起債の償還金や利払いなどを加算した額となります。いずれのケースも現時点の概算事業費になります。DBO方式が78億1,103万5千円となり、他の案と比較して一番財政負担額が低い結果となりました。

続いて(2)VFMの算定をご覧ください。VFMとは、支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する考え方で、公共事業を従来どおりの手法で実施した場合と、民間事業者のノウハウを生かして実施した場合に、どの程度費用対効果が見込めるかを検証するものです。プラントメーカーから提出された概算事業費をもとにVFMを算定し、従来方式に対しての削減率について、DB+O方式は1.31%、DBO方式は1.42%となり、いずれも費用対効果が確認できました。

続いて5ページ(3)事業方式の比較検討をご覧ください。PFI方式は、プラントメーカーより参

加する予定はないとの回答であったため、実施は困難と判断しました。本事業において、DB+O方式とDBO方式は、いずれもVFMで費用対効果が確認されましたが、DB+O方式では、建設事業者と運営・維持管理事業者が異なる場合、長期運営の際に複数の行政手続きが発生することとなり行政や事業者の事務負担が大きくなります。そのため、費用対効果がより大きく、行政の負担が低いDBO方式が最もメリットがあるとの結果になりました。事業方式の比較検討結果の表は各項目における評価となります。

最後に項目5 今後のスケジュールをご覧ください。令和8年度から11年度に藤沢市北部環境事務所にあります、既設のし尿処理施設を解体します。令和9年度は新施設の建設に伴う生活環境影響調査を実施し、令和9年度から10年度に新施設の設計・建設工事発注に向けた準備、令和11年度から新施設の設計・建設工事に着手し、令和14年度に新施設が供用開始する予定となっております。説明は以上となります。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは、私から一点質問がございます。今ご説明いただいた今後のスケジュールについて、令和8年度から令和11年度の「既設し尿処理施設の解体」とは、藤沢市にあるし尿処理施設を解体するということだと思いますが、その際に藤沢市で発生したし尿の処理はどのように行われるのでしょうか。

○石川環境保全課課長補佐

環境保全課よりお答えいたします。藤沢市にある既存のし尿処理施設は解体が始まっており、その間の処理は、藤沢市北部環境事業所内に建設された仮設のし尿処理施設で行うと聞いております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。茅ヶ崎市に入ってくるわけではないのですね。

他にご意見等いかがでしょうか。湯浅委員お願いいたします。

○湯浅委員

新たな用地の取得が無くても、施設を解体して新規に作る場合は周辺の住民との話し合いが必要になると思いますが、今まで対応されたことがあれば教えていただきたいです。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

○石川環境保全課課長補佐

環境保全課よりお答えします。今後のスケジュールの中で、令和9年度に新施設の建設に伴う生活環境影響調査を実施する予定でございます。これまでは藤沢市で収集した車両が搬入しておりましたが、茅ヶ崎市と寒川町で収集した車両も新たに搬入することになりますので、車両の騒音等生活に影響を及ぼすことについて調査を委託し、改めて周辺の住民の皆様に影響が無いかの調査を実施します。以上です。

○湯浅委員

わかりました。ありがとうございます。

○安齋会長

ありがとうございます。他にご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、続きまして報告事項②「戸別収集導入検討事業の進捗状況について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○永島資源循環課主幹

それでは、戸別収集導入検討事業の進捗状況についてご説明します。

資料 3 をご覧ください。今回から委員になられた方もおられますので、これまでの経緯も含めご報告させていただきます。資料 3 の 1 番の経緯ですが、平成 30 年 3 月、一般廃棄物処理基本計画において施策の一つとして戸別収集の検討を開始しております。その後、令和 2 年 3 月にごみ減量化基本方針を策定する際に、財源の確保の点や、アンケートで実施を望まないご意見も一定数あったことから、この段階では導入を見送る判断をさせていただきました。

続いて令和 4 年 4 月の有料化導入のあと、令和 5 年度、無作為抽出によるアンケート調査等を行うとともに、6 月に審議会へ諮問をさせていただき 3 月に答申をいただいております。令和 6 年度には、「ごみ収集方式のあり方」として取りまとめ、その中で実験事業の実施を位置付け令和 7 年 4 月より一部地域を対象に実験事業を開始し、2 月に検証結果報告書を取りまとめ、公表した上で、さらにその効果を確認するため、令和 8 年 4 月よりエリアを追加し、現在、事業を実施中です。昨年度の経験もあってか、お問い合わせ等も想定の範囲内で、順調に事業が実施できていると認識しているところです。

2 番の今後の予定としましては、資料に記載のとおり、令和 8 年度実施エリアの検証を行うとともに、令和 9 年度以降どうするのか、その方針となる、本市における「戸別収集のあり方」を今年度中にとりまとめたいと考えております。

3 番の留意事項としましては、この「戸別収集のあり方」を取りまとめるにあたって、後日、委員の皆様にもご意見を頂戴したいと考えておりますので、その際はご協力くださいますようお願いいたします。

今回は追加エリアで事業を開始したところですので、戸別収集についての報告につきましては簡単ではございますが以上となります。次回は、もう少し具体的なお話が出来ると思いますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、続きまして報告事項③「製品プラスチックのリサイクルについて」事務局よりご説明をお願いいたします。

○垣内資源循環課課長補佐

それでは、議題(3)報告事項②「製品プラスチックのリサイクルについて」説明させていただきます。

資料 4 をご覧ください。製品プラスチックのリサイクルにつきましては、令和 7 年度第 2 回の審議会におきまして、茅ヶ崎市総合計画実施計画において採択されることを前提として、令和 9 年度中に製品プラスチックのリサイクル実施に向けて分別収集及び再商品化に向けた体制整備を検討していく旨をご報告させていただきました。改めまして、その後の進捗と、今後のスケジュールなどについてご報告させていただきます。

項番 1. 実施に向けた経過についてご説明いたします。令和 4 年 4 月に施行されました「プラスチック資源循環促進法」に基づき、本市では、現在、「燃やせないごみ」のなかに含まれております、プラスチック製品の分別収集及び再商品化の実施について検討してまいりました。再商品化事業者、分別収

集方法、中間処理など、スキームの構築について事業者等、関係者との協議を重ね、令和 8 年 3 月に茅ヶ崎市総合計画実施計画事業として採択されたため、再商品化計画を作成し、国にプラスチック資源循環促進法第 33 条に基づく認定申請を行いました。このたび、7 月 13 日にこの申請が承認され、令和 9 年 4 月から製品プラスチックのリサイクルを実施することが可能となったため、ご報告いたします。

プラスチック資源循環促進法第 33 条の認定について、ご説明させていただきますと、プラスチック使用製品を国の認定を受けて、リサイクルを実施するには、2 つのパターンございます。1 つは、第 32 条の認定でして、こちらは、国に指定された法人にリサイクルを委託する方法です。この方法のデメリットとして、分別方法や搬入するときの選別、圧縮方法など、決まった方法で実施しなければならないため、自由度は低くなります。一方で、第 33 条の認定につきましては、自由度が高く、自治体が独自にリサイクル事業者との調整により、分別方法、搬入形態等を決められるものとなっております。本市においては、この 33 条の認定を選択し、再商品化計画を作成し、認定に至ったものです。

それでは、項番 2. 事業概要についてご説明いたします。令和 9 年度から実施いたします分別品目の名称は「製品プラスチック」といたします。対象とするものは、100%プラスチック素材の製品で 1 辺が 50 cm 以下のものといたします。収集日、排出場所は、月 1 回の水曜日、衣類・布類と同じ日に、中身が確認できる透明の袋に入れ、資源物の集積場所に排出していただくことといたします。再商品化できる量としましては、127 トンを見込んでおります。収集量につきましては、前年度に環境事業センターで燃やせないごみの内容物の調査を実施した結果から、およそ 169 トンの収集量が見込まれます。その後、中間処理を経て再商品化事業者へ搬入される量として、127 トンとなります。製品プラスチックに関しては、どうしても残渣が多く出してしまうという特徴があります。100%プラスチック素材として収集しても、ネジなどの金属が含まれていたり、ゴムやシリコンなどが使用されていたりします。もう 1 つの理由としまして、プラスチックにはポリプロピレン、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニルなど、多くの種類がございます。現在、再商品化計画として認定を取得したスキームとして、リサイクル可能な素材につきましては、ポリプロピレン及びポリエチレンです。しかし、見た目だけでこの素材を見分けるのは非常に困難であるため、ある程度の残渣が発生することを前提に収集することとします。隣接する藤沢市においては、同様のスキームですでにプラスチック使用製品の分別収集を実施していますが、収集した量のうち 25%ほどが残渣となっており、本市もその数値を参考に再商品化量を推計しております。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。事業の進行としましては、7 月に再商品化計画の認定取得いたしましたので、令和 9 年 4 月に向けて庁内調整を進めてまいります。審議会において進捗状況についてご報告させていただきます。周知計画としましては、10 月に実施される、まちづから協議会、11 月に実施される環境指導員会議において周知するとともに、12 月には、案内チラシを作成し、市内に全戸配布する予定です。年明け、2 月に実施について記者発表をしたうえで、3 月に広報紙掲載、集積場所に周知看板を掲示する予定です。以上、製品プラスチックのリサイクルについてのご報告でございます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご意見やご質問等いかがでしょうか。

では私から一点質問がございます。資料 4 の 2.事業概要 (4) 再商品化量について、169 トン収集し中間処理を経て 127 トンを再商品化するということですが、この中間処理はどこで行うのでしょうか。

○垣内課長補佐

事務局です。先行して実施している藤沢市と同様に、藤沢市にあります藤沢資源組合で中間処理を行う予定です。

○安齋会長

わかりました。ありがとうございます。他にご意見、ご質問等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、議題(4)その他に移りますが、事務局からその他としてご用意されていることはございますか。

○垣内課長補佐

本日はその他の報告事項はございません。

○安齋会長

ありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上となりますが、委員の皆様から何かございますか。湯浅委員お願いいたします。

○湯浅委員

審議事項①でご説明がありました意見シートについて、メールで提出するため Word ファイルを送っていただけますでしょうか。

○垣内資源循環課課長補佐

承知いたしました。後ほど Word ファイルを送付いたします。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

この意見シートは9月4日が締め切りですので、皆様よろしくお願いいたします。

それではこれで審議を終了し、議事を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

本日は、審議会の円滑な進行にご協力いただき、誠にありがとうございます。今後の審議会の予定ですが、次回は、11月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、事務局から改めて通知いたしますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。